

## 告 示

### 埼玉県告示第九百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人愛の手

三 代表者の氏名

武藤 恵美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市大字多和目八十三番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、第一に地域で互いに助け合い、誰もが心豊かに暮らしていける地域社会を目指し、住民の参加と協力を得て、在宅で援助が必要な高齢者やその他サービスが必要な人々に対して、自主・自立性を尊重しつつ、相互扶助を行うことを通じて、地域社会の福祉全般の向上と増進に寄与することを目的とする。また、第二に日常生活の活動において支援や介護を必要とする者に対し、介護保険適用のサービス事業等の活動も行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。